

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	教育総務室	1頁
告 示	三重県教育委員会告示で定める要綱、規程等の様式における敬称の取扱いの一部を改正する告示	教育総務室	1頁
訓 令	訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令	教育総務室	2頁
	公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令	教育総務室	2頁
お知らせ	三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則	教育総務室	2頁

規 則

規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を111に公布します。
平成二十三年五月十七日

三重県教育委員会委員長 清水 明

三重県教育委員会規則第十一号

規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則（三重県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて」を「宛て」に改める。

第三条中「あて」を「宛て」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に三重県教育委員会規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、翌年の間、使用するに当たってよい。

告 示

三重県教育委員会告示第20号

三重県教育委員会告示で定める要綱、規程等の様式における敬称の取扱いの一部を改正する告示を次のように定めます。

平成23年5月27日

三重県教育委員会教育長 真 伏 秀 樹

三重県教育委員会告示で定める要綱、規程等の様式における敬称の取扱いの一部を改正する告示

三重県教育委員会告示で定める要綱、規程等の様式における敬称の取扱い（平成18年三重県教育委員会告示第30号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて」を「宛て」に改める。

第三条中「あて」を「宛て」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこれらの規定に基づき作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

訓 令

教委訓第5号

局内一般
教育関係機関

訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成23年5月27日

三重県教育委員会委員長 清水 明

訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令

訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令（平成18年教委訓第7号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて」を「宛て」に改める。

第3条中「あて」を「宛て」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教委訓第6号

局内一般
教育関係機関

公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令を次のとおり定めます。

平成23年5月27日

三重県教育委員会委員長 清水 明

公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令の一部を改正する訓令

公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令（平成18年教委訓第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第1条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第2条及び第3条中「あて」を「宛て」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

お 知 ら せ

平成23年5月27日付け三重県公報第2294号に教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年五月二十七日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司

三重県教育委員会委員長 清 水 明

三重県人事委員会規則
第六号
三重県教育委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則（平成十八年三重県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「名あて人」を「名宛人」に、「あて」を「宛て」に改める。

第二条中「あて」を「宛て」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際に三重県人事委員会規則及び三重県教育委員会が共同で定める規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社